

令和7年度

P T A 総 会 資 料

— 議 事 —

第1号議案 令和6年度事業報告及び承認に関する件

第2号議案 令和6年度決算報告及び会計監査承認に関する件

第3号議案 令和6年度役員改選に関する件

第4号議案 新役員の紹介

第5号議案 令和7年度事業計画承認に関する件

第6号議案 令和7年度予算案承認に関する件

令和6年度 蓮田南中学校PTA事業報告

全 体	PTA総会(4/13) バザー(11/9)
本 部	本部委員会(7回) 常任委員会(2回) 他校連絡会議 青少年健全育成推進委員会への出席(1回) 学校保健委員会への出席 市P連会長として 市P連へ参加 市P連関連行事への参加【総会、研修会、会長会 他】
広 報	広報紙 128号・129号・130号発行 各学年の取材活動・製版依頼・配布
バザー文教	バザー運営(11/9) 委員会(3回) バザー準備(3回) 制服等リサイクル品の回収及び在庫確認(月1回)保管場所換気(週1程度) 制服等販売
給 食	物資検討委員会(4回) 委員会(2回) 給食試食会(5/29)企画・実施 コープデリ検査センター見学会
校外安全	校外安全パトロール(7月、9月、10月、11月、12月) 運動会自転車整理(9/14) 雅楽谷の森フェスティバルでの献血協力 バザー協力(11/9) やさしいいきいきフェスティバル 母の会対応
卒業対策 3年生	学校への卒業記念品贈呈、生徒への卒業記念品贈呈、謝辞依頼

令和6年度 蓮田南中学校PTA会計決算書

1 収入の部

(単位:円)

項 目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	増 減	摘 要
会費	1,198,800	1,194,300	△ 4,500	生徒・教職員(300円×12ヶ月×人数)
繰越金	308,917	308,917	0	
雑収入	0	357	357	利息357円
合計	1,507,717	1,503,574	△ 4,143	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	令和6年度予算額	令和6年度決算額	残 額	摘 要
1. 運営費	110,000	28,500	81,500	
1)事務費	5,000	0	5,000	事務用品費
2)旅費	30,000	2,000	28,000	役員派遣等旅費
3)慶弔費	50,000	26,500	23,500	慶弔関係
4)渉外費	25,000	0	25,000	市P連活動費
2. 事業費	455,000	334,926	120,074	
1)行事費	70,000	44,100	25,900	総会準備費
2)活動費	50,000	11,226	38,774	各委員会活動費
3)広報発行費	285,000	279,600	5,400	広報紙代
4)芸術鑑賞費	50,000	0	50,000	
3. 教育奨励費	740,000	633,108	106,892	
1)学校行事費	250,000	245,652	4,348	学校行事補助
2)教育環境整備費	250,000	247,456	2,544	環境美化・校内整備補助
3)図書整備費	80,000	80,000	0	図書室整備補助
4)進路対策費	20,000	20,000	0	進路対策補助
5)保健衛生費	40,000	40,000	0	保健関係費
6)育成会補助	100,000	0	100,000	部活動育成会補助
4. 負担金	130,000	103,110	26,890	市P連負担金・団体保険料
5. 予備費	72,717	0	72,717	予備費
合計	1,507,717	1,099,644	408,073	

3 残高の部

収入 1,503,574円 支出 1,099,644円 残高 403,930円
 残高 403,930円は次年度へ繰越します。

上記のとおり、報告いたします。 蓮田市立蓮田南中学校PTA会長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。 令和7年3月24日

蓮田市立蓮田南中学校PTA監査
 蓮田市立蓮田南中学校PTA監査

令和 6 年度 蓮田南中学校周年記念事業決算書

1 収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	945,632	
バザー会計より	50,000	
利息	448	
合 計	996,080	

2 支出の部

項 目	金 額	備 考
1		
2		
3		
合 計	0	

3 残高の部

収入	支出	残金
996,080	— 0	= 996,080 (円)

残金 996,080 円は、令和 7 年度へ繰り越します。

上記のとおり、報告いたします。

蓮田市立蓮田南中学校 P T A 会長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和7年3月24日

蓮田市立蓮田南中学校 P T A 監査

蓮田市立蓮田南中学校 P T A 監査

令和6年度 蓮田南中学校PTAバザー決算書

1 収入の部

項 目	金 額	備 考
前年度繰越金	310,643	
バザー売上	522,400	
利息	133	
合 計	833,176	

2 支出の部

項 目	金 額	備 考
1 ワンタッチテント	124,960	バザー収益購入品
2 周年記念事業積立	50,000	
3 バザー経費	407,126	食材・容器仕入れ等
合 計	582,086	

3 残高の部

収入	支出	残金
833,176	— 582,086	= 251,090 (円)

残金 251,090 円は、令和7年度へ繰り越します。

上記のとおり、報告いたします。

蓮田市立蓮田南中学校バザー実行委員長

監査の結果、上記のとおり相違ありません。

令和7年3月24日

蓮田市立蓮田南中学校PTA監査

蓮田市立蓮田南中学校PTA監査

令和7年度 蓮田南中学校PTA事業計画(案)

全 体	PTA総会(4/19) イベント(11/1)
本 部	本部委員会(7回) 常任委員会(2回) 他校連絡会議 学校保健委員会への出席
広 報	広報紙 131号・132号・133号発行 各学年の取材活動 製版依頼・配布
イベント (バザー・給食)	イベント運営 委員会(5回) 物資検討委員会(4回) 給食試食会(5/27)企画・実施
校外安全	校外安全パトロール やさしさいきいきフェスティバル 母の会対応(役員会・理事会へ出席)
卒業対策 3年生	学校への卒業記念品贈呈、生徒への卒業記念品贈呈、謝辞依頼

※ PTA旅費について …… 市依頼の行事等に参加した場合、下記の旅費が支給されます。

ただし、イベント(バザー)委員会での旅費は除外とする。

令和7年度 蓮田南中学校PTA会計予算書(案)

1 収入の部

(単位:円)

項 目	令和7年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
会費	1,252,800	1,198,800	54,000	生徒・教職員(300円×12ヶ月×人数)
繰越金	403,930	308,917	95,013	
雑収入	0	0	0	
合計	1,656,730	1,507,717	149,013	

2 支出の部

(単位:円)

項 目	令和7年度予算額	前年度予算額	増 減	摘 要
1. 運営費	110,000	110,000	0	
1) 事務費	5,000	5,000	0	総会紙代等
2) 旅費	30,000	30,000	0	役員派遣等旅費
3) 慶弔費	50,000	50,000	0	慶弔関係
4) 渉外費	25,000	25,000	0	市P連活動費
2. 事業費	415,000	455,000	△ 40,000	
1) 行事費	70,000	70,000	0	総会準備費・特別授業費
2) 活動費	40,000	50,000	△ 10,000	各委員会活動費
3) 広報発行費	255,000	285,000	△ 30,000	広報印刷代
4) 芸術鑑賞費	50,000	50,000	0	芸術鑑賞謝金等
3. 教育奨励費	740,000	740,000	0	
1) 学校行事費	300,000	250,000	50,000	学校行事補助
2) 教育環境整備費	300,000	250,000	50,000	環境美化・校内整備補助
3) 図書整備費	80,000	80,000	0	図書室整備補助
4) 進路対策費	20,000	20,000	0	進路指導関係補助
5) 保健衛生費	40,000	40,000	0	保健関係費
6) 育成会補助	0	100,000	△ 100,000	部活動育成会補助
4. 負担金	130,000	130,000	0	市P連負担金・団体障害保険料・賠償責任保険
5. 予備費	261,730	72,717	189,013	
合計	1,656,730	1,507,717	149,013	

蓮田市立蓮田南中学校PTA会則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、蓮田市立蓮田南中学校PTA（父母と教職員の会）と称し、事務所を同中学校内に置く。

(目的)

第2条 本会は、父母と教職員が協力して、家庭と学校と社会における生徒の幸福な健全成長を図ることを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、目的達成のため下記の活動を行う。

- (1) 良い父母と良い教職員となるよう努める。
- (2) 家庭と学校との緊密な連絡によって、生徒の生活を補導する。
- (3) 生徒の生活環境を良くする。
- (4) 公教育費を充実することに努める。
- (5) その他、本会の目的達成のために必要なことを行う。

(活動方針)

第4条 本会は自主的な民主団体として、次の方針に従って活動する。

- (1) 本会及び学校は、お互いに干渉することなく尊重しあう。
- (2) 生徒の教育及び福祉のために活動する他の団体並びに機関と協力する。
- (3) 特定の政党及び宗教にかたよることなく、又営利を目的とする活動は行わない。
- (4) 活動にあたって、会員の創意や意見が積極的に生かされる。

(会員)

第5条 本会の会員は、蓮田市立蓮田南中学校に在籍する生徒の父母又はそれに代わる者及び教職員とする。

(会費)

第6条 本会の会費は、会費として生徒及び教職員一人につき月額300円納入する。

(役員)

第7条 本会の役員は、次のとおりとする。

会長 1名 副会長 若干名 監査 2名 会計 2名
幹事 若干名 評議員 若干名 常任委員 若干名 (各委員会の正副委員長)

(役員選出及び任務)

第8条 本会の役員選出及び任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、常任委員会と常置委員会（以下、全体役員会）で選出し、総会で承認を得、会務を総理する。
- (2) 副会長は、全体役員会で選出し、総会で承認を得、会長を補佐し、会長事故あるときはこれを代理する。
- (3) 監査は、会長の委嘱とし、会員より選出、会計の監査にあたる。
- (4) 会計は、会長の委嘱とし、会計実務を処理する。
- (5) 幹事は、会長の委嘱とし、会務を処理する。
- (6) 評議員は、会員の中から選出し、常置委員会を構成し、会務の企画運営にあたる。
- (7) 常任委員は、常置委員会より選出、常任委員会を組織し、会務を審議決定する。
- (8) 総会の議長は、退任予定の役員をもって充てる。

(役員の任期)

第9条 本会の役員の任期は1年とし、補欠者は残任期間とする。ただし、再任は妨げない。

(顧問)

第10条 本会に顧問を置くことができる。

(総会)

第11条 本会は、毎年1回4月又は5月に総会を開く。ただし、必要により臨時総会を開くことができる。総会は次のことを行う。

- (1) 削除
- (2) 役員の決定
- (3) 会計及び会務の報告
- (4) 予算及び決算の決定並びに承認
- (5) その他重要な事項

2 総会の事業は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは議長が決するところによる。

(会則の改廃)

第11条の2 会則の改廃については、全体役員会の出席者の過半数で決する。

(会計)

第12条 本会の活動に必要な経費は、会費及びその他の収入をもって充てる。

2 この回の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。(役員会)

第13条 本会の役員会(会長、副会長、会計、幹事)は、必要な都度会長が召集する。また、多数役員の要求があれば開くことができる。

2 本会に常任委員会(会長、副会長、会計、幹事、各委員会の正副委員長)を設置し、本会の事業に関する事項を審議する。

(常置委員会の設置など)

第14条 本会の活動に必要な事項について調査、研究、立案するために、常置委員会を置く。

(1) 常置委員会について必要な事項は別に定める。

(2) 特別な事項について必要があるときは、臨時委員会を設けることができる。臨時委員会については必要な事項は別に定める。

(細則)

第15条 本会の細則は役員会で定める。

付 則

(1) 本会に次の帳簿を置く。

会員名簿、記録簿、会計簿

附 則

本会の会則は、昭和55年6月4日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成3年5月17日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成4年5月20日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成5年5月15日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成9年5月15日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成12年5月19日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成14年4月26日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成20年4月12日から施行する。

蓮田市立蓮田南中学校PTA慶弔及び見舞いなどに関する規定

(転職及び退職)

第1条 教職員の転職、退職及びPTA本部の退任に際しては、記念品などを贈り、感謝の意をあらわす。

(見舞い)

第2条 生徒及び教職員が傷病などで、自宅療養1ヶ月又は入院10日以上の場合は、

金5,000円以内の見舞金を贈る。

2 会員が火災などの災害により被害のあった場合は、金5,000円以内の見舞金を贈る。

(死亡)

第3条 会員、生徒及び教職員が死亡した場合は、香典10,000円と供花をささげる。

2 教職員の配偶者、父母及び子供の場合は、金5,000円を贈る。

3 その他会長が特別に認めるもの。

(表彰規定)

第4条 本会の事業に対して、顕著な業績を収めた者及び協力者には、本会会長と学校長の連名をもって表彰する。

(付則)

第5条 特別な事情があつて、前記規定に寄りがたいと認められたときは、本部役員会で協議決定する。

ただし、緊急の場合は、会長及び副会長で協議決定し、本部役員会で報告、承認を受ける。

附 則

本会の会則は、平成2年5月16日から施行する。

附 則

本会の会則は、平成11年5月13日から施行する。

